

## 村山市就業者等定住促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市への定住を促進するため、就業者等が本市に転居し、市内の賃貸住宅に入居する場合の居住に係る経費に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において助成金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「賃貸住宅」 市内に転居した世帯が自己の居住の用に供するため、建物所有者と賃貸借契約を締結した住宅をいう（居住者以外が賃貸借契約し、家賃を居住者が負担している住宅を含む）。ただし、次に掲げる住宅を除く。

- ① 市営住宅、県営住宅、定住促進住宅
- ② 社宅、官舎、寮等の給与住宅
- ③ 居住者の3親等以内の親族が所有する住宅

(2) 「家賃」 賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料の月額をいう。（共益費及び駐車場使用料等、賃貸借契約に基づき月毎に建物所有者に支払うものを含む。）

(助成対象世帯)

第3条 この助成金の交付対象世帯は、次の各号に掲げる要件を全て満たす世帯とする。

- (1) 令和7年4月1日以降に本市以外の自治体から本市に転居し、新たに賃貸住宅に入居する賃貸借契約を締結し、入居から継続して1年以上居住していること。入居した年の翌年以降も助成を受ける場合は、1年以上の居住要件に年数を加算した期日まで継続して居住していること。
- (2) 世帯全員が本市に住民登録をしていること。
- (3) 世帯全員が市税を滞納していないこと。
- (4) 水道料金を滞納していないこと。
- (5) 世帯に公務員の者（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く）がいないこと。
- (6) 世帯及び賃貸借契約者に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。
- (7) 家賃が3万円以上であること。

- (8) 家賃を滞納していないこと。
- (9) 家賃が村山市空き店舗等活用事業補助金の補助対象とならないこと。
- (10) 生活保護を受給していないこと。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は1世帯当たり年間6万円とし、助成金の交付は1世帯につき最大5回までとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする世帯（以下「申請者」という。）は、賃貸住宅に入居した日から起算して1年を経過した日（入居した年の翌年以降も助成を受ける場合は、2年、3年、4年、5年を経過した日。）以降、助成金の交付を受けようとする年度末までに、助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 家賃支払証明書（様式第3号）

(2) 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し（2年目以降は、賃貸借契約が更新されていない限り省略することができる。）

(3) 居住者以外が賃貸借契約している場合は、家賃負担者についての証明書（様式第4号）

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、適正と認めるときは速やかに助成金の交付決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 申請者は、前条の規定による交付決定があった日の属する年度末までに、助成金交付請求書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第8条 市長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した助成金を返還させることができる。

- (1) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) その他、市長が相当の理由があると認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、入居日が平成29年10月1日から令和元年9月末日までの者は、平成28年3月1日改正の要綱を適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、入居日が令和2年4月1日から令和7年3月末日までの者は、令和6年10月1日改正の要綱を適用する。